

## 沼田市職員の懲戒処分に関する基準

### 第1 趣旨

この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を厳正かつ公正に行うため、代表的な事例についての標準的な処分の量定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 基本事項

懲戒処分の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別表に掲げる非違行為の区分に応じ定める懲戒処分の種類（以下「標準例」という。）を参考にして、適正に判断するものとする。この場合において、標準例に記載のない非違行為についても、懲戒処分の対象になり得るものとし、当該非違行為に対する懲戒処分については、標準例に掲げる事例のうち、類似のものを参考に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の勤務態度及び非違行為の前後における勤務態度

### 第3 処分の加重及び軽減等

#### (1) 処分の加重

懲戒処分を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、標準例に規定する懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

- ア 職員の行った行為が複数の非違行為に該当するとき。
- イ 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- ウ 職員が管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いとき。
- エ 職員が過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

#### (2) 処分の軽減等について

懲戒処分を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、標準例に規定する懲戒処分よりも軽い処分とし、又は懲戒処分を行わないことができる（処分を軽減する場合においては、標準例に規定する最も軽い懲戒処分が停職の場合は減給、減給の場合は戒告、戒告の場合は訓告とすることを原則とする。）。

- ア 職員の日ごろの勤務態度が極めて良好であるとき。
- イ 職員が自らの行為が発覚する前に自主的かつ速やかに申し出たとき。
- ウ 職員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき。

#### 第4 所属長の責務

所属長は、常に所属職員の行動の把握に努め、所属職員が非違行為を現に行い、又は行ったことが明らかであると判断した場合は、遅滞なくその旨を人事主管課長に報告するものとする。

#### 第5 指揮監督する者の責任

職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員を指揮監督する者（以下「監督者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠し、又はこれを黙認したとき。
- (2) 所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指揮監督に適正を欠いたとき。

#### 第6 関係職員の懲戒処分

職員の懲戒処分を行った場合において、処分を受けた職員以外の職員が次のいずれかに該当するときは、当該職員に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為をほう助したと認められるとき。
- (2) 職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、これを黙認したとき。

#### 附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

別表 標準例一覧

事由	懲戒処分の種類			
	免職	停職	減給	戒告
一般服務関係				
(1) 欠勤				
ア 10日以内			○	○
イ 10日超20日以内		○	○	
ウ 20日超	○	○		
エ 正当な理由がないのに繰り返し勤務を欠いた場合	○	○		
(2) 遅刻・早退				○
処分後も繰り返し行い、常習化していると認められる場合			○	
(3) 休暇・職務専念義務免除の虚偽申請			○	○
処分後も繰り返し行い、常習化していると認められる場合	○	○		
(4) 勤務態度不良			○	○
処分後も繰り返し行い、常習化していると認められる場合	○	○		
(5) 職場内秩序を乱す行為				
ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		○	○	
暴行を受けた職員が傷害を負った場合	○	○		
イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			○	○
(6) 虚偽報告				
ア 事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			○	○
イ 事実をねつ造して虚偽の報告を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
(7) 違法な職員団体活動				
ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業（ストライキ）、怠業（団結して仕事の能率を意識的に下げる行為）その他の争議行為をし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			○	○
イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	○	○		
(8) 秘密漏えい				
ア 職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	○			
イ 職務上知り得た秘密を漏らした場合			○	○
公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
ウ 情報セキュリティ対策のけ怠により秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		○	○	○
(9) 個人情報保護義務違反				
ア 個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
イ 個人情報のデータ改ざん等不適切な処理により、個人の人格的利益を侵害した場合	○	○	○	
ウ 職務上知り得た個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用するなど不当な目的に使用した場合	○	○		
(10) 政治的目的を有する文書等を配布した場合				○

事 由	懲戒処分の種類			
	免職	停職	減給	戒告
(11) 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの許可を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業をした場合			○	○
許可を得ずに、営利企業等に従事した期間が長期にわたる場合、又は複数の営利企業等に従事した場合		○		
(12) 入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	○	○		
(13) 専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合		○	○	○
(14) 公文書の不適正な取扱い				
ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	○	○		
イ 決裁文書を改ざんした場合	○	○		
ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他公文書を不適正に取り扱ったことにより公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		○	○	○
(15) 公印を偽造した場合	○	○		
(16) セクシュアル・ハラスメント				
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	○	○		
イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合		○	○	
わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	○	○		
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			○	○
(17) パワー・ハラスメント				
ア パワー・ハラスメント（職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、職員等の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的に苦痛を与え、又は職員の就業環境を害する言動をいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合			○	○
イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合		○	○	
ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	○	○	○	
(18) 収賄・供応				
ア 職務に関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束した場合	○			
イ 職務に関し、関係業者等との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待、会食等の供応を受けた場合		○	○	
(19) 贈与				
ア 利害関係者から、金銭、物品の贈与を受けた場合	○	○	○	
イ 利害関係者から不動産の贈与を受けた場合	○	○		

事 由	懲戒処分の種類			
	免職	停職	減給	戒告
(20) 貸付け				
ア 利害関係者から、金銭の貸付けを受けた場合		○	○	○
イ 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で物品の貸付けを受けた場合		○	○	○
ウ 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で不動産の貸付けを受けた場合	○	○	○	
(21) 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で役務の提供を受けた場合	○	○	○	
(22) 利害関係者をして、第三者に対し(18)～(21)の行為をさせた場合	○	○	○	
(23) 事務処理に適正を欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与えた場合		○	○	○
市民等に重大な損害を与えた場合		○	○	
公金公物取扱い				
(1) 公金又は公物を横領した場合	○			
(2) 公金又は公物を窃取した場合	○			
(3) 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	○			
(4) 公金又は公物を紛失した場合			○	○
(5) 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合			○	○
(6) 故意に公物を損壊した場合又は公物を損壊したことの報告を故意に怠った場合			○	○
(7) 過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合			○	○
(8) 故意に条例等に違反して給与を不正に支給した場合又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した場合		○	○	○
(9) 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合		○	○	○
(10) コンピュータの不適正使用				
ア インターネットに不正にアクセスし、わいせつ文書・凶面を閲覧し、メールを私的に利用するなどコンピュータを職務外の目的で使用した場合		○	○	○
イ 他人のパスワード等を使用して、システム若しくは情報資産等を破壊し、若しくは改ざんし、又は情報漏えいするなどコンピュータを不正に使用した場合	○	○		
ウ 故意に業務上使用するシステム若しくは情報資産等を破壊し、若しくは改ざんした場合			○	○
エ 他人のパスワードを使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスした場合		○	○	
オ ネットワーク管理者又はパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合		○	○	
カ システム又は情報資産にウイルスを感染させ、又は不正なアクセスを行い、被害若しくは被害の危険を生じさせた場合		○	○	○
キ 故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用して、システム若しくは情報資産等を破壊した場合	○	○		
ク 故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合		○	○	

事 由	懲戒処分の種類			
	免職	停職	減給	戒告
<b>公務外非行関係</b>				
(1) 放火	○			
(2) 殺人	○			
(3) 傷害	○	○	○	
(4) 暴行・けんか			○	○
(5) 故意に他人の物を損壊した場合			○	○
(6) 横領				
ア 横領	○	○		
イ 遺失物等横領			○	○
(7) 窃盗・強盗				
ア 窃盗	○	○		
イ 強盗	○			
(8) 詐欺・恐喝	○			
(9) 賭博				
ア 賭博			○	○
イ 常習賭博	○	○		
(10) 麻薬等の所持等	○			
(11) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			○	○
(12) 淫行	○			
(13) 痴漢行為	○	○		
(14) 強制わいせつ	○			
(15) ストーカー行為	○	○	○	
(16) 盗撮行為（のぞき）	○	○		
(17) その他わいせつな行為、又は法律・条例等に違反した場合		○	○	
(18) 市税等を滞納した場合		○	○	○
<b>飲酒運転・交通事故・交通法規違反</b>				
(1) 飲酒運転				
ア 酒酔い運転	○			
軽車両の場合		○	○	
人身事故あり	○	○		
人を死亡させ、重篤な傷害を負わせた	○			
人に傷害を負わせ、かつ、救護等の措置義務違反	○			
イ 酒気帯び	○	○		
人身・物損事故あり	○			
軽車両の場合		○	○	○
人身事故あり	○	○		
人を死亡させ、重篤な傷害を負わせた	○			
人に傷害を負わせ、かつ、救護等の措置義務違反	○			
ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	○	○		
エ 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた場合、又は飲酒運転を黙認した場合	○	○	○	
※ウ及びエは、飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定				

事 由		懲戒処分の種類			
		免職	停職	減給	戒告
(2)	飲酒運転以外での人身事故（軽車両を含む）				
ア	死亡又は重篤な傷害	○	○		
	措置義務違反あり	○			
	無免許運転	○			
イ	傷害			○	○
	措置義務違反あり		○	○	
	無免許運転	○	○		
	措置義務違反あり	○			
(3)	飲酒運転以外の交通法規違反（軽車両を含む）				
ア	著しい速度超過等悪質な交通法規違反		○	○	○
	物損・措置義務違反あり		○	○	
イ	無免許運転		○	○	
	無免許運転等の悪質な違反による運転で、物の損壊に係る事故を起こした場合	○	○		
	措置義務違反あり	○			
ウ	その他重大な交通法規違反				○
監督責任					
(1)	指導監督不適正		○	○	○
(2)	非行の隠ぺい、黙認		○	○	
関係職員					
(1)	非違行為に係る事項を教唆し、又は非違行為をほう助したと認められる場合		○	○	○
(2)	非違行為を了知していたにもかかわらず、これを黙認した場合			○	○